

議案第46号参考資料2

利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現行				改正案			
本則 省略				本則 省略			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
投票所の投票管理者	〃	<u>12,800</u>		投票所の投票管理者	〃	<u>14,500</u>	
期日前投票所の投票管理者	〃	<u>11,300</u>		期日前投票所の投票管理者	〃	<u>12,800</u>	
開票管理者	1回の開票管理につき	<u>10,800</u>		開票管理者	1回の開票管理につき	<u>12,200</u>	
選挙長	日額	<u>10,800</u> ただし、選挙会事務 にあつては、1回につ き <u>10,800 円</u>		選挙長	日額	<u>12,200</u> ただし、選挙会事務 にあつては、1回につ き <u>12,200 円</u>	
投票所の投票立会人	〃	<u>10,900</u> ただし、投票立会従 事時間6時間未満の ものにあつては <u>5,450</u> <u>円</u>		投票所の投票立会人	〃	<u>12,400</u> ただし、投票立会従 事時間6時間未満の ものにあつては <u>6,200</u> <u>円</u>	
期日前投票所の投票立会人	〃	<u>9,600</u>		期日前投票所の投票立会人	〃	<u>10,900</u>	

		ただし、投票立会従事時間 6 時間未満のものにあつては <u>4,800 円</u>	
開票立会人	1 回の開票立会につき	<u>8,900</u>	
選挙立会人	1 回の選挙立会につき	<u>8,900</u>	

		ただし、投票立会従事時間 6 時間未満のものにあつては <u>5,450 円</u>	
開票立会人	1 回の開票立会につき	<u>10,100</u>	
選挙立会人	1 回の選挙立会につき	<u>10,100</u>	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用する。